

佐賀県規則第42号

公衆浴場法及び佐賀県公衆浴場に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公衆浴場法及び佐賀県公衆浴場に関する条例施行規則（昭和23年佐賀県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後																	
<p>第6条の2 佐賀県公衆浴場に関する条例（昭和41年佐賀県条例第43号）第3条第1項第1号スの別に定める基準は、別表のとおりとする。ただし、知事は、この基準（濁度及び過マンガン酸カリウム消費量に係る基準に限る。以下この項において同じ。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の全部又は一部を適用しないことができる。</p> <p>別表（第6条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>水質基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過マンガン酸カリウム消費量</td> <td>1 l 中25mg以下</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群</td> <td>1 ml中に1個以下</td> </tr> </tbody> </table>		検査項目	水質基準	略		過マンガン酸カリウム消費量	1 l 中25mg以下	大腸菌群	1 ml中に1個以下	<p>第6条の2 佐賀県公衆浴場に関する条例（昭和41年佐賀県条例第43号）第3条第1項第1号スの別に定める基準は、別表のとおりとする。ただし、知事は、この基準（濁度、<u>全有機炭素の量</u>及び過マンガン酸カリウム消費量に係る基準に限る。以下この項において同じ。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の全部又は一部を適用しないことができる。</p> <p>別表（第6条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>水質基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>全有機炭素の量</u>又は<u>過マンガン酸カリウム消費量</u></td> <td><u>全有機炭素の量</u>にあつては1 l 中8 mg以下、<u>過マンガン酸カリウム消費量</u>にあつては1 l 中25mg以下。ただし、<u>塩素化イソシアヌル酸</u>又はその塩を用いて消毒している等の理由により、<u>全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1 l 中25mg以下</u></td> </tr> <tr> <td><u>大腸菌群</u>（<u>グラム陰性の無芽胞性の桿菌</u>であつて、<u>乳糖を分解し、酸とガスを形成するすべて</u></td> <td>1 ml中に1個以下</td> </tr> </tbody> </table>		検査項目	水質基準	略		<u>全有機炭素の量</u> 又は <u>過マンガン酸カリウム消費量</u>	<u>全有機炭素の量</u> にあつては1 l 中8 mg以下、 <u>過マンガン酸カリウム消費量</u> にあつては1 l 中25mg以下。ただし、 <u>塩素化イソシアヌル酸</u> 又はその塩を用いて消毒している等の理由により、 <u>全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1 l 中25mg以下</u>	<u>大腸菌群</u> （ <u>グラム陰性の無芽胞性の桿菌</u> であつて、 <u>乳糖を分解し、酸とガスを形成するすべて</u>	1 ml中に1個以下
検査項目	水質基準																		
略																			
過マンガン酸カリウム消費量	1 l 中25mg以下																		
大腸菌群	1 ml中に1個以下																		
検査項目	水質基準																		
略																			
<u>全有機炭素の量</u> 又は <u>過マンガン酸カリウム消費量</u>	<u>全有機炭素の量</u> にあつては1 l 中8 mg以下、 <u>過マンガン酸カリウム消費量</u> にあつては1 l 中25mg以下。ただし、 <u>塩素化イソシアヌル酸</u> 又はその塩を用いて消毒している等の理由により、 <u>全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1 l 中25mg以下</u>																		
<u>大腸菌群</u> （ <u>グラム陰性の無芽胞性の桿菌</u> であつて、 <u>乳糖を分解し、酸とガスを形成するすべて</u>	1 ml中に1個以下																		

改正前	改正後								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="230 252 669 341"></td> <td data-bbox="669 252 1104 341"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="230 341 1104 391">略</td> </tr> </table>			略		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1155 252 1594 341">の好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)</td> <td data-bbox="1594 252 2024 341"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1155 341 2024 391">略</td> </tr> </table>	の好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)		略	
略									
の好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)									
略									
<p>備考</p> <p>1 検査方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) レジオネラ属菌にあつては、<u>冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法</u>とすること。</p> <p>2 略</p>	<p>備考</p> <p>1 検査方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>全有機炭素の量にあつては、全有機炭素計測定法とすること。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) レジオネラ属菌にあつては、<u>ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法</u>とすること。</p> <p>2 略</p>								

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。